

有料職業紹介に関する基本契約書

_____（以下「甲」という）と株式会社テレコメディア（以下「乙」という）とは、甲からの依頼に基づき乙が甲に行う人材の紹介に関して、以下のとおり基本契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙に対し、甲の必要とする人材の採用のため、人材の紹介を依頼し、乙はこれを承諾した。

（紹介の内容）

第2条 甲が依頼した職位・職務要件等の人材求人情報に基づき、乙は、該当する候補人材を求め、適切と判断した該当者（以下「丙」という）を甲に紹介する。

2. 甲は、乙に対し、前項の求人の依頼にあたって、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を文書で明示し、乙は、これを丙に明示して紹介を行うものとする。

（選考採用）

第3条 甲は、乙が前条により紹介した人材（丙）を自ら選考の上、適当と認めた場合には、求人条件等に基づき採用する。

（対価の支払及び時期）

第4条 甲は、乙が紹介した丙を採用し、入社に至った場合、人材紹介の対価の支払い及び時期は、別添の紹介手数料に関する契約書に定めるとおりとする。なお、紹介手数料は職種に応じて事前に甲の書面による承諾を得た場合には変更することがある。

（返済義務）

第5条 丙が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または丙の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で前条の対価を返還するものとする。

入社辞退、退職、解雇が入社後1ヶ月未満の場合：対価の100%

入社後1ヶ月以上3ヶ月未満の場合：対価の50%

入社後3ヶ月以上6ヶ月未満の場合：対価の20%

（情報の守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本業務の遂行に関して得られた甲の会社に関する情報及び乙が紹介した人材（採用に至らなかった者を含む）に関する個人情報を第三者に漏洩すること

を禁止し、相互に守秘義務を負うものとする。本契約終了後においても同様とする。

(契約に定めのない事項等の取扱い)

第7条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項又は解釈上の疑義を生じた場合、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この契約書の有効期間は、2022年____月____日から1年間とする。但し、本契約の期間満了の1ヶ月前までに甲乙何れからも契約終了の意思表示のない限り、本契約は更に1年間延長され、以後も同様とする。

(合意管轄)

第9条 甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する

以上、本契約書締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通保有する。

2022年 ____月 ____日

甲

乙 東京都豊島区高田3丁目37-10

株式会社テレコメディア

代表取締役社長 テレコメディア

一般労働者派遣業 (派) 36-01-0041

有料職業紹介業 36-ユ-300001